

## 今後の工場立地法のあり方に関する主な論点（案）

工場立地法による工場の敷地、緑地及び環境施設に関する規制は、工業地帯を中心として公害問題が深刻化し、工場立地に係る地域住民の不安が増大していた状況の中で、工場と周辺の生活環境との調和を保つための措置として、昭和48年に導入されたものである。規制導入から30年以上が経過した今日においては、規制導入時と比べて以下のような状況変化がみられる。

- ① 公害問題に関して、各種の環境規制体系の整備や公害防止技術の進展等により改善が図られてきている。
- ② 構造改革特区提案等において、地域の実情に即した規制の緩和や、事務権限の市町村への移譲等を求める要望がなされている。
- ③ 経済のグローバル化が進展し、企業が国を選ぶ時代となったことから、工場立地規制に関しても、立地において競合関係にあるアジア諸国等における立地規制を踏まえた制度設計が求められている。

また、公害等を巡る状況変化を踏まえた対応については、平成16年1月の産業構造審議会工場立地法検討小委員会報告書においても、①将来的に敷地規制の廃止を含む抜本的な検討を行うことが必要である、②工場緑地の整備については、立地地域における緑地整備の中に位置付けられるべきものであるとの考え方等が示されている。

上記の状況変化や小委員会の指摘等を踏まえ、以下のような論点について、検討を行う必要があるのではないか。

### 1. 規制のあり方について

#### (1) 敷地面積規制の水準

上述のとおり、一定の敷地の確保を求める生産施設面積規制は、昭和48年当時に公害物質の排出による環境負荷の抑制のために導入されたものである。その後の環境規制体系の整備等により公害物質の排出に対する規制措置が講じられていることを踏まえ、規制の廃止を含め抜本的な検討が必要であるとする指摘がなされている。また、工場立地法の規制は、公害物質や騒音、

振動等による環境負荷の他、工場が持つ威圧感、圧迫感等の心理的ストレスを抑制する効果も有するとされているが、こうしたストレスは大型流通施設や高層建築物等も与えうるものである。このため、工場にのみ一律に広い敷地の確保を求める規制を課す妥当性について再検討を求める指摘がある。

また、工場の立地に際して確保することを求められる敷地面積の水準については、建築物の敷地面積は建築基準法の建蔽率等により規制されていることを踏まえ、工場について上乗せ規制を行うことの妥当性について再検討を行うべきではないか。

#### (2) 敷地面積規制における地域性の考慮

生産施設面積規制は、業種毎に工場の外部に対する環境負荷の程度が異なることを踏まえ、業種別の基準が設定されている。この基準は全国一律に設定されているが、例えば、山岳地帯等、周辺に調和を図るべき生活環境が殆ど存在しない、又は少ない区域も存在する。こうした地域における工場の新增設についても、一律に広い敷地等を確保させることの合理性について再検討を求める指摘がある。

地域の実情を踏まえた対応については、現在、緑地及び環境施設については、地域準則により地域限定の面積率の設定を可能としている。敷地面積の扱いについても、自治体において区域の状況に応じた対応を可能とすることを検討すべきではないか。

#### (3) 緑地以外の環境施設の扱い

緑地以外の環境施設に係る面積規制は、修景施設、屋外運動場・広場等、開放され一般にも利用される施設等を整備することで周辺地域との調和を図ろうとするものである。本規制は、公害問題等を巡り企業の社会的責任（CSR）の重要性が指摘された昭和48年当時に導入されたものであるが、その後、CSRに関する認識が高まり、市場もCSR活動を含めて企業を評価する傾向にある。このため、一定の施設面積を確保させるという手法によって、企業と周辺地域との調和を法的に規制する意義は薄くなっているのではないかとの見方がある。以上の状況を踏まえ、緑地以外の環境施設について、法的に面積率を義務付けることの必要性について再検討すべきではないか。

#### (4) 既存工場等の扱い

敷地の確保・拡大が困難な地区においては、①敷地、緑地等の面積規制がネックとなり工場の新增設や建替ができない、②建替等に際して規制対応のためのコスト負担が大きい、③この結果、工場転出の懸念が増大する等の問

題点が指摘されている。特に、敷地、緑地等の面積規制導入（昭和48年）前から存在する工場（既存工場）は、防災、省エネ、景観改善等の観点からも建替が望ましい場合であっても、敷地拡大が困難なため、老朽化したまま操業を余儀なくされているものが見られる。

事実上敷地拡大が不可能な工場であって、数年以上に亘り既に地域と共存しているものについては、例えば、一定の条件（可能な限り緑化、既存緑地の質的向上、環境施設の開放等の地域貢献等）の下で、自治体の判断により、現存敷地内での建替を認めることについてどのように考えるか。

#### (5) 規制対象とする工場

現行制度においては、製造業及び電気・ガス・熱供給業に係る生産施設のうち、水力・地熱発電所は適用外とされている。

最近の技術進歩や新形態の施設の普及等に伴い外部への環境負荷が小さくなっている可能性がある施設については、規制の適用外とすることの適否について、改めて分析・評価を行うべきではないか。また、環境アセスメント手続を経る等、別途環境負荷の抑制について担保されている施設については適用外とすることを検討すべきではないか。

### 2. 市町村への事務の移譲等について

#### (1) 市町村への事務の移譲

緑地及び環境施設に係る面積率については、平成9年に都道府県及び政令市が地域準則を設定することを可能とする制度改正が行われたものの、実際に地域準則を設定した自治体はわずか1都6県4政令市となっている。このため、市町村では緑地面積率等の緩和を望んでいるにも拘わらず、道府県が地域準則を定めない地域については、国の対応を求める要望が寄せられている。この他、都道府県の中には、市町村への準則設定権の移譲を求める意見もみられる。

周辺環境の保全に必要な緑地等の程度は、市町村毎、さらには市町村内の区域毎の状況や地域のニーズにより異なるものであること、また、上記1.

(2) の論点も踏まえ、工場の敷地、緑地及び環境施設に係る面積率の具体的な扱いについては、市町村レベルで措置できるものとすることを基本に検討すべきではないか。

#### (2) 緑地等の面積率の設定

工場の立地に際して周辺環境の保全に必要な緑地等の程度は、本来、工場

が立地する地域の区域の状況や当該地域のニーズ等により異なるものである。他方、地域の緑化を図るために建築物に一定の緑地の確保を求める制度を独自に設けている都道府県等においては、工場立地法で定める地域準則よりも高い面積率を地域一律に設定している例も見られる。

仮に工場の緑地等に係る面積率の設定を市町村に委ねる場合には、工場の建替や誘致等を重視して必要最小限の面積率を設定しようとする自治体と、地域全体の緑化の推進等を重視してより高めの面積率を設定しようとする自治体があると想定される。各地域のニーズに基づきバランスの取れた選択が行われることが望まれるが、全国的にいずれか一方の選択に過度に偏るリスクも存在する。こうしたリスクを回避するため、国が全国一律の下限や地域で設定可能とする範囲等、一定の基準を設定する必要性についてどのように考えるか。

### (3)自治体における適正な事務の確保

工場の敷地や緑地等の扱いに関する事務の市町村への移譲について検討を行う場合には、①市町村によって工場の立地状況が大きく異なり関係事務を巡る環境に差があること、②地域における緑地整備等に係る制度の実施状況が異なること等を踏まえ、例えば、政令市、特例市、中核市及び都道府県の同意を得た市町村が事務を実施することとする等、関係事務の適正な実施を確保するための方策を併せて検討すべきではないか。

### 3. 制度の枠組みについて

上記の個別の規制のあり方に関する検討の結果を踏まえて、面積規制を主体とする現行制度の変更の適否を含め、制度全体の枠組みのあり方を検討すべきではないか。